

## 第144回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年12月16日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)  
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 4番 | 関 恒 美   | 12番 | 川 村 松 男 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二   | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 8番 | 井 上 潔   |     |         |
- 4 欠席委員
- |    |         |    |       |
|----|---------|----|-------|
| 2番 | 前 田 福 夫 | 9番 | 馬 場 治 |
|----|---------|----|-------|
- 5 その他の出席者
- |                  |                 |         |
|------------------|-----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課    | 課 長             | 藤 井 大 地 |
| 〃                | 統括課長代理 (漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃                | 統括課長代理 (漁業取締担当) | 小 埜 田 明 |
| 〃                | 課長代理 (課務担当)     | 伊 藤 誠   |
| 〃                | 主 任 (漁業調整担当)    | 早 川 浩 一 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)    | 長 野 雄 太 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長             | 松 川 敦   |
| 〃                | 振興企画室 室 長       | 小 野 淳   |
| 東京海区漁業調整委員会事務局   | 事務局長            | 米 本 武 史 |
| 〃                | 主 事             | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 14番 小 島 智 彦 1番 田 中 國 治
- 8 報告事項
- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議の結果について
  - (2) 第36回太平洋広域漁業調整委員会及び第30回南部会の結果について
- 9 議 案
- (1) 委員の辞任について
  - (2) 東京海区(小笠原地区)における共同漁業の免許について(知事諮問)
  - (3) はまとびうおの数量目標について

- (4) 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示について
- (5) 島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について
- (6) 伊豆諸島海域におけるいか釣り漁業の委員会指示について

10 その他

11 議事事項

(午後1時55分 開会)

事務局長	<p>出席状況の報告。本日は、2番前田委員と9番馬場委員が欠席で、13名の出席（13番の山下委員ウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>11月の委員会に引き続いて、こちらで開催となりました。ご出席の皆様、リモートでご参加の皆様、そして、準備に当たられた委員の皆さんに感謝申し上げます。このまま収まり、次は都庁でできるかと進んでくれるとありがたいと思ひています。</p> <p>議事を進めたいと思ひます。</p> <p>本日の議事録署名人ですけれども、順番で14番の小島委員、そして1番の田中委員、よろしくお願ひします。</p> <p>早速報告事項からですね。お願ひいたします。</p>
事務局長	<p>まず、東日本ブロック会議について報告します。</p> <p>今年度は東京海区が当番県でございましたが、書面開催となりました。</p> <p>書面議決の結果は、第1号議案の要望事項につきましては、承認が23で不承認がゼロ、第2号議案の次年度開催海区については、同じく承認が23、不承認がゼロでございます。</p> <p>続いて、第1号議案の要望事項について、概略をご紹介します。</p> <p>まず、新規要望は、静岡海区から「海区漁業調整委員会制度について」で、内容は、海区委員会委員のための研修会等の機会を設けてほしいということでした。これについて、千葉海区から、特に異論はないが、各都道府県で必要に応じて実施すればいいのではないかと意見がございました。</p> <p>続きまして、「太平洋クロマグロの資源管理」については、青森県東部海区から、追加の内容がありました。遊漁者及び遊漁船業者の採捕については、採捕の報告システム、報告体制の構築と法律上の体系整備を行い、沿岸漁業者の資源管理措置に影響を及ぼすことのないよう指導と周知の徹底をしてほしいということ。それから、静岡海区から新規要望が、漁獲枠については大臣許可漁業と沿岸漁業で不公平が生じることのない配分と、漁業者に対して丁寧に説明を行うこととなっています。</p> <p>次に、「沿岸資源の適正な利用について」ということです。北海道連合海区からは、資源管理はTACありきの取り進めではなく、現場の実情に応じた資源管</p>

	<p>理に配慮すること。スケトウダラの資源評価については改善や精度を高めること。新たなTAC対象魚種の設定に当たっては、関係漁業者の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないことということで、継続ということになってございます。</p> <p>静岡海区から、資源管理に関する新規要望で、TAC魚種の枠の配分、そして新たなTAC魚種の選定、これらは大臣許可漁業、沿岸漁業一律に対応することなく、それぞれの漁業実態に合わせた規制にしてほしいということ。更に、新規参入者や若手漁業者を確保すること、また水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る点からも、漁獲量規制については配慮をお願いしたいということ。</p> <p>最後に、遊漁等の関係で、新規要望がございませう。</p> <p>まず、福島海区から、「遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について」で、遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化は国が中心となって進めていただきたいこと、全国的な資源管理のルールを遊漁に対して導入してほしいということでございます。</p> <p>続いて、静岡海区から、マイボート（プレジャーボート）が増加していることから、漁業の基本的な考え方、ルールやマナー、それらを積極的な広報を実施してほしいということと、プレジャーボートを利用する遊漁者の把握と組織化を図ること、TAC魚種の採捕報告体制の整備推進ということでございます。</p> <p>そして、第2号議案、次期の開催海区は神奈川海区ということでございます。長くなりましたが、以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今年の東日本ブロックの会議は東京海区で開催だったのですけれども、書面開催になりましたので、今の説明の結果、書類で提出ということで全国に報告いたしました。</p>
10番委員	<p>この後、他のブロック要望と合わせて全国要望に取りまとめて、関係各位に渡されるということになります。また、来年は神奈川海区と決定しています。何かご意見はございますでしょうか。</p>
10番委員	<p>ウェブ会議のときに、大中型まき網のVMSの件で、一定期間を空けた後に閲覧可能な要望、申入れを水産庁にさせていただくことはできないかという話を出したと思います。どうでしょうか、皆さんの意見として、要望で入れていいのか。</p> <p>次の機会に要望書で入れるのか、あるいは、それとは別に水産庁に東京海区として申入れをするのかというのを決めてほしいというか。できれば、そういう形を取っていただきたいなと思うのですけど。</p>
会長	<p>今年の回答は、水産庁からは来年6月頃に出るのですね。それと同時に、また翌年の要望事項を整理するという形になります。</p>
10番委員	<p>まず、要望事項に入れるのか、あるいは申入れという形で水産庁にするのかというのを決めてもらったほうがいいのかと思うのですが。</p>
会長	<p>要望事項として考えていくのか、それとは別に水産庁に対して直接申し入れするのか。</p>

1 番委員	<p>この前、八丈に水産庁の調整官が来たときに、一応聞いたのだけれども、絶対見せませんと言いましたよ。もうそれは無理だと思います。</p> <p>だから、見せないのだったら、この要望は、制度的に変えてくださいというような要望にしないと無理ではないか。</p> <p>取締りでは見せることはできないと調整官は言いましたよ。漁業者の前で、俺が質問したときにね。だから、要望してもどうなのかなという考えですよ。</p>
10番委員	<p>駄目で元々と言うか、改めて、一定期間過ぎた後に、特定の人だけには見せてもらえるような内容で、要望には入れてもらったほうがいいのではないかな。</p>
1 番委員	<p>これは何年も要望しているのだけれども、事実上無理でしょう。</p> <p>これはずっとやっていますよ、こういうふうだね。それで、この前も我々のところ、八丈に来たときにも、そう聞いたら、絶対取締りのところは見せませんと言っている。なぜそうなっているのですかと聞いたら、まき網側との約束があるという話だね、調整官は。</p>
10番委員	<p>同じ議論になるかと思うのですけれども、関係するまき網側と協議しようということと言っても相手が応じていない状況で、どうやって解決できるのかということになると思うのですよね。</p> <p>永遠に、これは駄目だ駄目だと言っても、我々は疑いの目で見ているので。</p>
1 番委員	<p>10 年以上やっていますよ。VMSがついてからずっとね。海区委員会ではなく、まき網協議会のほうでもずっとやっていますけどね。この前あったとおりで、調整官の話では、課長もみんな昔から、それは取締りで絶対見せることにはできませんということでしょう。</p>
10番委員	<p>多分それは見せてはまずいような内容なので見せないという話にしているのではないかと。では、要望として入れないということは、結論が出てしまっていることなのか。</p>
1 番委員	<p>だから、また、東京都の水産課に繰り返して、違う方向で進めていかないと、これを毎回出しても同じだと思いますよ。</p>
会長	<p>毎回駄目だという結論ですね。</p>
1 番委員	<p>知事からとか、そういう人たちから、東京海区だけは見せろというやり方をしないと、今はこうやって何度も出しているのですけど。</p>
10番委員	<p>一定期間を過ぎた後、あるいは特定の人だけというのは前にも言っていたのですけどね。一定期間、引かかるような状況が違反になるかどうかというものがあるのであれば、1年以上後に、それはもう失効ですよという状況のときでも、閲覧できないのかということによって要望したらどうでしょうかということですよ。</p>
水産課	<p>11月11日に、キンメの浜回りで、水産庁の職員が八丈島に行っております。その中で、VMSの話が当然出まして、10年間要望し続けて、全く国は動いてくれ</p>

	<p>ないということで、これはもう正攻法ではまず無理なのだろうなど。</p> <p>書面でも駄目なので、何か次善の策がもしあれば、そういう形で対応していくほうが現実的な対応かなとも思っております。</p> <p>今でも、まき網の違反操業の疑義、そういう通報・連絡が水産課に寄せられたときには、それを受けた職員が水産庁に問合せをして、そういう事実はないと、そういうことを確認することはしております。</p> <p>今のところ、それしかやりようがないのですが、もし他にいい方法があれば、改めて要望するなり、水産庁に申し入れるなりとやっていきたいと思っております。</p>
1 番委員	<p>事実上、その調整官も自分の横で見ていると言うのだから。だから、私のところにも電話はあります。</p>
10番委員	<p>それが果たして、疑いを持った側が検証できないのに、信用できるかどうかという話だと思うのですよ。</p>
1 番委員	<p>それを言って我々はずっとやっていたのですけれども。</p>
10番委員	<p>以前、協議をして相手が納得すれば見せてもいいよというか条件があったと思うのですよ。それなら、協議を進めるよう、我々と協議して閲覧させてくれというのもまた1つの方法だと思うのですよ。</p> <p>我々も自分の船のレーダーで見て、7マイルのところに入っている、7マイルの範囲にいたというのはレーダーで確認している。それでも違反操業がないという回答が、おかしいのではないかと思っているのですよね。</p> <p>一定期間が経った後、それを閲覧させてくれという話でも、疑義であることに関してだけでもいいんです。全部見せろとは言わないですし。</p> <p>こっちがおかしいと確認をしたときだけでも、1年や一定期間を置いた後に閲覧させてくれという要望や申入れをしてもいいのかなと思うのです。</p> <p>それで駄目なら、なぜ駄目なのかという議論もしないとならないと思っております。駄目だ駄目だだけでは一向に前に進まないし、我々が疑ったままで話が終わってきていると思うのですよ。何の問題解決にもならない。</p> <p>だから、水産庁は漁業者同士が話し合って信頼関係を作れと、これまで言ってきたのですよ。どうやって疑いを晴らしていくのか、私の言いたいところです。</p>
事務局長	<p>水産課と整理をしまして、例えば大中型まき協議会でやるのか。逆に、まき網側から交換条件みたいにやられる可能性もないとも言えません。協議の場を設けるにしても、慎重に考えないと難しいと思っております。</p>
10番委員	<p>検討してみてください。</p>
会長	<p>随分長い間の懸案事項で、毎年別の回答が出るような、対応が変わるようなことで少しずつ手直しをしてきているのですが、相変わらずなので。</p>
1 番委員	<p>違う方向で持っていかないと駄目だよな。</p>
会長	<p>要望事項としては解決されたわけではないので、続けて要望する。そのとき</p>

	<p>に、どういふアプローチをするのかということまで検討していただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。プレジャーボートの話も今年入れるかどうかということを検討したのですが、他県からも出ている内容だとインパクトが弱いなということで、今回はあえて出していない。</p>
4番委員	<p>来年は入れてほしいのだけど。プレジャーボートが土日には、物すごく来ている。その辺も来年は考えてくれないですか。地元の漁業者は商売にならない。その対策を取らないと地元が商売ができないような、今年かな、商売ができないような状態があったのですよ。そういう現状ではしようがないので何とかしてほしいと思います。他からは、何と書いてあるのですか。</p>
事務局長	<p>福島海区から、遊漁船、プレジャーボートの組織化を国が中心となって進め、遊漁者に対する資源管理のルールを導入をお願いしたい。また、静岡海区からは、プレジャーボートに対する遊漁者の把握と組織化というところです。</p>
4番委員	<p>全体を含んで、やはり東京は要望してほしい。</p>
事務局長	<p>そうですね、これだけというわけではないですね。</p>
4番委員	<p>多分、組織や団体になっていないので、漁船が行くと避けるようだけど、中には避けない、ずうずうしいのがいる。やはり組織化してもらい、何とかしてもらわないと困るので、よく検討していただき、来年盛り込んだらいいと思います。</p>
会長	<p>来年度の要望事項の柱の1つとして検討する。ぜひ事例を積み上げて、こういうところ、こういう状況があったというものが出てくると検討できるのかと。</p>
4番委員	<p>これは水産課も中身の文言をいろいろ考えて、お願いします。</p>
水産課	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p> <p>特になければ、次にも報告事項がありますか。</p>
事務局長	<p>はい、11月22日に太平洋広域漁業調整委員会と南部会が開かれています。</p> <p>主な内容を口頭で説明いたします。</p> <p>太平洋南部会では、キンメダイの資源管理についての議題がありました。説明の内容は、既に新島地区、神津島地区、三宅島地区、八丈島地区において、浜回りでご説明が終わっているということでございます。それから明日、大島地区で同じく浜回りがございます。また、昨日も資源管理協議会で同じ説明もございましたので、ごくごく簡単に説明させていただきます。</p> <p>国の資源評価は、資源水準は低位、資源の動向は横ばいということでございます。結果として、漁獲圧を削減した漁獲シナリオが国から示されてございます。</p> <p>次の説明が、水産庁の資源管理に関する部分になります。「関係者間の連携体制」の報告内容は、「水産庁から数量管理いわゆるTACの導入を試行的に提案</p>

	<p>したが、いずれの漁業者からも大きな反発があったということ」と、「拙速なTAC管理の導入には反対であるということ」、「数量管理の導入に対しては慎重な考えということがどこの地区の漁業者からも出ているということ」でございます。最後に、「水産庁と水産研究・教育機構が浜回りを実施し、理解と協力を得ていくということ」になってございます。</p> <p>他県も含めていずれの地区からも、「今までどおりの自主的な努力量管理で資源は回復できないのかということ」、「イルカやバラムツ、サメ等の食害対策に対応してほしいということ」、「黒潮の大蛇行など、この影響も当然考えてほしいということ」が意見として出てございます。</p> <p>水産庁からの提案は、これまで「努力量指標」を考えていたが、中々統一したものが困難なため、「漁獲量（TAC）」であれば、誰でも分かりやすいという提案になっています。国は、資源量に対して漁獲が過剰だということで漁獲量を減らせということが出ています。そして、水産庁として、漁獲量をコントロールすれば資源の回復は可能であるということを強調しています。</p> <p>委員会として一番気になる点、国からの提案で「参入規制は必要ないか」というところでございます。現在、自由漁業で、参入規制となれば、許可や承認等そういうものを想定しているのかなとは思いますが。実際、もし承認制であれば、どこの機関か分かりませんが、いきなり、東京海区でも承認制と言われても、やはりすぐには対応できないかと思っております。</p> <p>それから、「資源管理」と「漁業調整」の問題は区別して検討したいという部分。漁業調整委員会という組織の名前から、漁業調整の委員会でございます。そこで、「漁業調整問題」を区別した参入規制、委員会承認と言われ他場合、当然皆様方の合意が得られない限りは、いくら国が右向け左向けと言っても、恐らくできないのかと感じている点でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>昨日の資源管理型漁業協議会の中でかなり紛糾してしまっただ。TAC魚種の拡大を進めていくのが水産庁の予定表の中に入っている。東京海区としてどうすればいいのかということも問題になりますし、委員会としてどういう姿勢で行くのかということも決めていかななくてははいけない。</p> <p>試験研究面でここまで進んでいるということ、東京として言えなければいけないと思えます。</p> <p>委員会として、担当者に来てもらって説明を受ける、そういう場も必要ではないかという気がしております。</p>
<p>4番委員</p>	<p>ちょっといいですか。ずっと話を聞いていたけれど、単純に前に進めろとは言わないが、少し弱腰だなと思うところがあって言いたい。1年、2年検討しているのはいいのだが、これが10年や15年経ったとき、今考えておかなければいけないことだとも思う。水産課としても、これから10年、15年先の方向性をどういうふうに考えているのか聞きたい。</p>
<p>水産課</p>	<p>キンメについてということでもいいですかね。</p>
<p>4番委員</p>	<p>はい。</p>

水産課	<p>今、事務局から説明のとおり、浜回りを経て、今後国からTACにするのか、または、これまでの努力量管理を進めていくのか、ある時点でどちらかを選んでやっていかなければいけないのだと思います。</p> <p>ただ、意見は色々あると思うのですが、共通した意見として1つだけ言えることは、「キンメの資源はいい状況ではないよね」ということ。また、回復させるためには、「若干の管理強化をしていかなければいけない」ということは、合意が得られている部分かと思っております。</p> <p>ただ、その管理の手法として、TACを選ぶのか、努力量管理を選ぶのかというところの問題になる。いずれにしても、TAC管理は漁業者の皆さんの同意を得た上でないと導入はしないと国は明言しております。漁業者の意見を尊重した上で、今後の資源管理が決まっていくと思っております。</p> <p>ただ、TAC管理に反対する理由として、経営上不安だという理由があると思えます。その厳しい資源管理に取り組む中、漁業者の方の不安を少しでも和らげるような支援策、何か方策を考え、そのようなものを東京都の事業として実現しながら、漁業者の方が資源管理に取り組みやすい環境を、東京都としても考えていき、資源管理のお手伝いをしていきたいと考えております。</p>
4番委員	<p>もう少しやはり10年先、15年先のことを話してほしかったと思うのだけど。</p> <p>さっき、例えば承認をするのに、無理にやってきた面もあるわけでしょう。例えば縄が駄目だとか、色々やってきたわけじゃない。</p> <p>だから、無理にやるなどは言わないけど、無理にやってきた面もあるのに、合意がなければやっていないという言い方は少しまずいと思う。例えばいか釣りにしたって、アンカー釣りを他地区の船がしたから、アンカー釣り禁止になったわけじゃない。</p>
水産課	<p>そうです。</p>
4番委員	<p>こっちとしては面白くないわけですよ。でも、他の地区のこともあるし、全体の大きな話だから、我慢している部分もあるわけで。</p> <p>だから、やれることはやろうということで、みんなで協力してもらって、やっていかないと何もできないわけですよ、資源が減っていると言っているのに。</p> <p>だから10年先、15年先のこと、そのことは多分詳しくはわからないだろうと思うのだけど、それでも魚がいなくなってしまうわけ。だから、どうこうしろとは言わないよ。</p>
事務局長	<p>資源管理と漁業調整は区別するとなっていたので、漁業調整も必要ではないかというのを言いたかったのですよ。</p>
4番委員	<p>だから、やはり、そういうことははっきりと言わないと。漁業調整が必要なことが信じられなくなるよ。</p>
事務局長	<p>資源管理も必要だけれども、当然それには漁業調整も伴いますということで。</p>
水産課	<p>では補足で、将来の話はなかったかということだと思っておりますけれども。当然、東京の水揚げの大部分を占めているキンメダイ、これをまず何とかして</p>



4番委員	<p>将来的につなげて利用していくことが、1つ大きく大事なことと思っています。</p> <p>また、そのキンメ資源を何とかつなげていくため、資源の問題だけではなくて、他県の漁船、他の漁業種類、そのようなものも含め、漁業調整を進めながら、資源の永続的な利用というところにつなげていきたい。</p> <p>他の資源への移行、また漁法の転換など、そういった新たな場面が出てきたとき、色々な制度による規制や保護、そのようなことも検討しながら、将来的な資源の利用を円滑に行える環境整備を図っていきたいと思っています。</p> <p>最後にしますが、もう少し時間をもらって、やはり島の漁業、漁連が駄目になるようなことは非常にいけないことだと思います。よその機嫌を伺うより、地元の自分のところにケツに火がついているのに、よそのことは考えなくてもいい。やはり、東京都は東京都の漁業者を見るのだということを主張してもらい、これからやっていかなければ、島の漁業が駄目になってしまう。その辺を含め、皆さんには理解をしていただきたいと思っています。本当にすみません。</p>
10番委員	<p>今の関係で、この間、水産庁が来たときに、5割から3割程度の削減という話の内容になっている。何割減らしても、現状から3割減らす、それに代わる何かがあるのかといえば、現状ない。それに代わる収入というものが。</p> <p>直近で言えばテングサも、イセエビもいなくなっているという中で、その3割を削減した代わりになるもの、どういう形で補填していくのか、漁業者が不安に思っていることだと思うのですよね。</p> <p>その辺りをどういうふうに解決していくとか、水産課もどういう対応をこれからしてもらえるのか、検討してもらいたい、今、関さんが言った中に含まれているのではないかと思うのですよね。</p>
水産課	<p>先ほども申し上げましたが、まだ予算要求中ということ、また、制度設計がきちんとできていないということで、具体的に申し上げることはできません。予算要求の方向性としては、そのような不安をできるだけ取り除く方法をこれから考えていきたいと考えているところです。以上です。</p>
10番委員	<p>よろしくお願いします。</p>
会長	<p>水産庁も浜回りをして、情報を集め、どうしようかを考えているところだと思うのですね。東京都として、後手後手に回らずに、自分たちの方針としてこうなのだというものを打ち出せるわけなので、その制度設計なり、あるいは試験研究面からの情報であったり、出てきてくれるとありがたいと思っています。</p> <p>個別説明というものとは別に、水産庁の担当者から、ここに来てもらって説明するような場面があってもいいのではないかという気がしております。</p> <p>これで、次に入りましょうか。</p>
事務局長	<p>先日のWC P F Cの年次会合の結果について、水産課のほうから説明をお願いしたいと思います。</p>
水産課	<p>昨日の資源管理推進協議会でも、既にご報告しました。ご兼任されている方は重複した説明にはなりますが、ご容赦ください。</p>

	<p>12月上旬、中西部太平洋まぐろ類委員会、通称WCPFCが開かれまして、太平洋クロマグロの管理措置について話し合われました。</p> <p>その結果について、ご説明したいと思います。</p> <p>今回採択された管理措置は、漁獲枠について、小型魚は現状維持でしたが、大型魚については15%の増枠となりました。</p> <p>漁獲枠の未利用分の繰越は、「漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を、漁獲枠の5%から17%へ増加する措置」を、3年間延長するという措置が取られます。</p> <p>最後に、「小型魚から大型魚への振替え」は、今後3年間、小型枠の10%を上限として1.47倍換算で振り替えることが可能となりました。</p> <p>以上、来年4月から始まる令和4年管理年度からが対象となります。</p> <p>また、来年度の管理期間の数量決定は、来年に開催の海区委員会で、改めてご審議させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。質問・ご意見はいかがでしょうか。</p>
<p>水産課</p>	<p>もしなければ、水産課から、もう1点お話しさせていただきたいと思っております。</p> <p>今、ご報告したのは、来年の4月以降の漁期のクロマグロTACの話です。現在、令和3年度、来年3月までのマグロTACの枠については、少々皆さんにはご相談というか意見を伺いたいと思っております。</p> <p>これまで大型魚と小型魚に分けて、マグロのTAC枠の配分を受けています。ここ数年、小型魚の消化率が余りよくなく、2割から3割と、昨年、一昨年と大体10トンぐらいの枠を余らせているところです。</p> <p>そこでご相談ですが、例年他県で使われなくなった枠、大型魚の余った枠をもらい、東京都の漁獲枠を拡大してきたところです。本漁期について、今まで2回、国に対して譲り受けの要望をしましたが、2回とも不調に終わって、増枠が叶わない状況です。</p> <p>年明けにも、またその機会があり、引き続き増枠の要求をしますが、単純に貰うということだけではなく、小型魚の枠でも、今後使わないだろうという部分を、他県の余った大型魚の枠と交換するということも考えたかどうかと思っております。</p> <p>これまで2回不調に終わったと説明しましたが、大型と小型の交換については成立しているところもあります。そういうことも、検討手段の1つになるかと思っております。小型魚を主に漁獲している地区の操業機会は十分に確保しながら、それでも例年の流れから、使い切れそうにない枠を大型魚と交換するということを考えたいと思っております。</p> <p>本日、この場で皆さんのご意見を、特にお伺いしてということではなく、1月の海区委員会が予定されており、その席で構いません。今のところ4トンぐらいは大型魚と交換できるのではないかと担当レベルでは思っております。</p> <p>それに対して、皆さんのご意見を、次回の委員会で聞かせていただけたらと思っております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>3月、漁期の締めに向け、まずは1月の段階で相談をしたいという話ですね。</p>
<p>4番委員</p>	<p>3支庁管内として、4トンですか。</p>

水産課	小型魚については、そうです。
4番委員	小型魚と大型魚と取り替えっことができるのですか。
水産課	東京からは、小型魚の枠を差し出して、大型魚を要らない県はありませんかというので、そこで交換ができるのかと。
4番委員	ちょっと相談してみる。
水産課	小型魚は、大島地区と新島式根島地区、三宅地区でも、比較的残っている。
10番委員	全体で2割から3割くらいしか消化していないということですか。
水産課	そういうことです。
10番委員	地区ではなくて、東京都全体で2割から3割くらいですか。
水産課	まだ漁期の途中で、消化率が約6%ぐらい。あと4か月ほど漁期が残っていますが、現状からは余るのではないかという見込みがあります。それで皆さんのご意見を伺いたいと。
10番委員	これは、TACが取り入れられてからの消化率は、毎年2割から3割しか消化されていないということですか。
水産課	そうです。平成30年度からTAC管理が正式に導入されています。最初の年が30数%、その後は大体2割前後ぐらいの消化率。今年の漁期は、まだ終わっていませんが、11月末現在で6%ぐらいの消化率という現状です。
10番委員	大島がどの程度、式根島が、消化率の比率などは分かりますか。
水産課	地区別にとということですか。
10番委員	3割の中の地区の消化率というのは大体分かりますか。
水産課	もし交換が成立したとき、その枠はやはり平等に振り分けるべきかと思っております。そのため、この地区からこれだけ差し出したので、それに見合うものが欲しいと、調整が難しくなることも心配しております。できれば、各地区平等ということで、少しでも大型魚の枠を広げるため、皆さんのご意見を伺いたいと思います。
10番委員	個人的な意見ですが、大島地区で小型魚をこれだけ差し出せという話になった場合、平等という形だと、これまでも、去年、一昨年と管理を進めて、どう見ても足りない状況ですよ。全体として、他の島も徐々にキンメ資源がやはり減ってきているということで、マグロに切替えようかという人たちも出てきている。 そういう中で、去年のことですが、操業中であっても切り上げてくれという形で帰ってもらっているのですよ。

水産課	小型の話ですか。
10番委員	いや、大型です。
水産課	大型ですよ。
10番委員	そういう状況があり、これからの議論ですが、多く差し出したところの多少メリット、そういうものがあれば説得しやすいかというのが、個人的な感想です。
水産課	改めてご意見を伺いたいと思っていますので、よろしくお願いします。
1番委員	30キロ以下でしょう。
水産課	はい。
1番委員	それは怖いね。
水産課	TACになる前は、伊豆諸島でやはり小型魚のほうが多かった。
1番委員	最初の頃は、結構揚がったじゃないの、小型魚ね。
水産課	それで、当然水産課の一存では決められる話ではないため、皆様のご意見を聞きたいと。
10番委員	これは年度内。年度内でという話なのでしょう。
水産課	もちろん。来漁期にはまた元に戻ります。今年度限りの取扱いです。
1番委員	漁師さんに聞かないとな。
4番委員	多分あげちゃったら、小型が来るかもしれないし。
1番委員	だろうね。
10番委員	小さいのを獲っていた人も、大型魚の枠が増えるということで、参入しやすいという状況が作れば、あるいは納得してもらえるかという気もするのですよ。 差し出したけど、見返りが来ないとなれば当然反発というか、何やかと言う人も出てくるのではと思うのです。交換条件、話をするにも、これだけ出す代わりに大型魚が来るのだから、了解してくれよという話であればできるのではないかと思うのですよ。
水産課	ちなみに今年度は、例えば1トン出したら大型魚が1トン返ってくるのですが、来漁期は、1トン出すと1.47トン返ってくる制度に変わるということです。
会長	では来月、1月の委員会で説明いただいて、難しい決断を迫られるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。他にないようですので、次に進めます。 本日は議案が6件。議案の1番「委員の辞任について」、よろしくお願いいたします。

事務局長	【資料1】に基づき説明。
水産課	水産課から補足したいと思います。 今後のスケジュール、後任者の選任の流れにつきまして、皆様の選任と同様に、インターネットによる公募や議会の同意、知事の決定ということで非常に時間がかかることになってまいります。 そのため、全員が揃うのは、夏以降になる状況でございます。以上です。
会長	まず、委員会として正当な理由であると同意すること、辞任届を受理し同意することを決定したいと思います。どうもありがとうございました。 続いて、議案の2です。「東京海区（小笠原地区）における共同漁業の免許について（知事諮問）」、お願いいたします。
事務局長	【資料2】の諮問文朗読。
水産課	【資料2】の諮問文以降、説明。
会長	ありがとうございました。共同漁業権の免許申請があり、その適格性の審査も終わって、これを委員会で認めるかどうかですね。いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	異議なしということで決定したいと思います。
水産課	ありがとうございました。
会長	どうもありがとうございました。 続いて、議案の3「はまとびうおの数量目標について」お願いいたします。
水産課	【資料3】に基づき説明。
会長	ありがとうございました。資源管理型漁業推進協議会でも同様の説明があったとおりです。今後は、ABCやTACの精度を高めるという努力と同時に、TAC管理に適していたのかどうかという検討も必要ではないかという感じを受けております。ご意見・ご質問、いかがでしょうか。 特にございませんので、委員会として、提案のとおり、21万尾の数量目標ということで決定をしたいと思います。どうもありがとうございました。 議案の4です。「東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示について」、お願いします。
事務局長	【資料4】に基づき説明。
会長	これに関連して、先月開催された海面利用小委員会の専門委員のご意見を聞きたいと思います。岩田委員からご発言をお願いいたします。
3番委員	先月、11月18日に開催しました小委員会で、漁業、遊漁者関係の代表の方も、

<p>会長</p>	<p>特にこの内容に対して異論はないということでございましたので、ご報告をします。以上です。</p> <p>ありがとうございます。コロナのために、大会が開催が出来なかったとのことですが、来年以降実現できるように期待しております。</p> <p>こちら、ご意見はいかがでしょうか。ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>特にご発言もありませんので、原案どおりといたします。どうもありがとうございました。</p> <p>次に、議案の5です。「島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について」、お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料5】に基づき説明。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。去年の委員会で話にありましたが、電球が今はLEDに変わっているのではないか、白熱灯時代の7,000ワットと、現在の電球の7,000ワットとは違うのではないか。この点を調べることはできないのですかね。例えば、承認を出すのなら、今何を使っているとか。いかがですか。</p>
<p>水産課</p>	<p>それは調べていないので、お答えできないのですが。</p>
<p>会長</p>	<p>承認申請を出してもらうときに書いてもらうとかできないのですかね。</p>
<p>4番委員</p>	<p>多分ワット数が書いてあるのも。</p>
<p>1番委員</p>	<p>ないのもあるじゃないかな。</p>
<p>4番委員</p>	<p>日本製と中国製があって、持ってこようか。俺のところにはいっぱいあるから。</p>
<p>1番委員</p>	<p>ワット数は日本製には出ているけど、中国のは分からないな。</p>
<p>会長</p>	<p>もう以前からそうなのですかね。</p>
<p>1番委員</p>	<p>判別は難しいのではないのですか。</p>
<p>会長</p>	<p>特に、問題ということであれば結構です。ご意見もありませんので、原案どおり決定したいと思います。</p> <p>最後の議案になります。議案の6「伊豆諸島海域におけるいか釣り漁業の委員会指示について」、お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料6】に基づき説明。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。年度の変更のみということですか。ご意見ありませんか。決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。原案どおり決定いたします。</p>

<p>10番委員</p>	<p>これで予定した議案6件が終わりました。          その他で、委員の方から何かございますでしょうか。</p> <p>すみません。クロマグロの件ですが、東京都の浮きはえ縄の承認を受けている中で、大臣許可も持っている5隻が、どうも水産庁の指導を余り聞かないようなやり方で操業していると新聞で見たんですが。</p> <p>そのような状況の船について、東京都の海域での承認を取り消すことはできないか、水産課のほうで検討してもらいたいです。</p> <p>直接な違反操業ではないでしょうが、秩序を守らない操業をしている船について、東京都の海域でも起こり得るのではないかと心配です。過去にも疑わしいことをやっていますよね。そういう船に、マスコミ報道であっても明らかになったのですね。検討したらどうかと思うのですが、どうでしょうか。</p>
<p>水産課</p>	<p>今の話は12月1日、「みなと新聞」に掲載された水産政策審議会での委員の発言に端を発しているということのようです。</p> <p>大臣許可を持つ「かつお・まぐろ漁業」の大多数は「近かつ協」という全国組織に加入しています。その組織に加入している漁業者は、国のTACを隻数ごとに配分し、その範囲内で操業、いわゆる「IQ制度」を試行的にやっています。</p> <p>一方、同じ大臣許可を持っているけど「近かつ協」に入っていない5隻は、そのIQを守る義務はないということで、自由に操業している。それが魚の値段への影響とか協力的でない、水産政策審議会で話題になったと聞いております。</p> <p>その報道の直後、水産庁に、こういう記事が出ているがどう対応を考えているかと確認しました。来年1月からは、「かつお・まぐろ漁業」の大臣許可を持った全船には「IQ制度が導入」されるということのようです。また、各船に配分の漁獲枠は、おおよそ1隻当たり2トン程度になり、これで管理を徹底して秩序維持を図っていきたいという見解でございました。</p> <p>この「近かつ協」に入っていない5隻の操業は、青森県の海域での操業だと聞いております。青森県内でも色々と言われているようですが、今のところ他の海域でのことで、直ちに本委員会指示の承認をどうするかということには結びつけにくいと思います。</p> <p>ただし、そういう実態がある、全体の秩序が守られていないことでもありますので、状況をきちんと見守りながら、必要な適正な措置を取っていききたいと思っております。以上です。</p>
<p>10番委員</p>	<p>去年、一昨年状況だと、東京都の海域はこれから漁期に入るわけですよ。これらの船はもう獲り過ぎている状況ですよ。東京の海域に入って操業するつもりなのか。我々として、正直にやっている人間にとって、これでいいのかという気持ちにさせられてしまうのですよ。</p> <p>枠を超えても何もお咎めがないのなら、獲ってしまえという気持ちになってしまうことが、起こり得ることだと思うのです。大臣許可を持った船が、相当数獲っているのに、まだやっているのかという状況になったとき。東京都の海域でそういった操業状況になったとき、何のお咎めもないのだったら、一般の地元の漁業者も獲ってしまおうよという気持ちになると思うのですよ。どうやってこの秩序を維持していくのか心配ですよ。</p>

水産課	大臣管理漁業のため、直接こちらが何かできるのかということも難しいので。
10番委員	<p>我々がそういった状況になったときに、どういう指導ができるのかということです。ルールを守らない、秩序を守らないような船が、東京都の海域に入ってきて操業しているという状況になったとき、おかしいよねという話になると思うのですよ。</p> <p>そういったときに、我々の中からも、別に獲り過ぎても大丈夫なのではないのかという話が出てくるのではないかと。実際は分からないけど、そういったときに、水産課はどう指導できるのですかね。</p>
1番委員	それは東京都が承認したから、東京都に責任が、そうになってしまうのだろうけど。もう、今更だけど、この5隻の船は、昨年から枠を超えて獲っている。それがなぜかといえば、加工場や冷凍業者の会社も作って、そこへ直接流してき。もう昨年から、その5隻は東京都の海域で操業した分もやっていますよ。噂で何トン獲ったとかと耳に入ってくるから。
10番委員	その5隻については、そういう状況があるので、今後指導してもらいたいということです。これまでも、疑わしいことはいくつもあるわけだから。
1番委員	承認を認めなければいいのではないのですか。
10番委員	<p>「近かつ協」にも入らない、その秩序を守らない船が、東京都の海域で操業するというときには、指導はしてもらいたいです。そういうことがないと、地元の一一般の漁業者には説明がつかなくなると思うのですよ。</p> <p>何もしなくて、また操業しているよという状況になれば、我々もじゃあ獲ってしまえという気持ちになるでしょう。そういうことを、今後東京都の海域で、北黒や中黒瀬の海域で、操業するような状況が起きないように、起きる前に指導してもらいたい。そういう指導をまずやっていただきたいというのが意見です。</p>
4番委員	例えば北黒でやるときに、東京都の承認を持っていないといけないのか、国の許可だけあれば操業ができるのか。
水産課	国の大臣許可では、日本の200マイル以内で「かつお・まぐろ漁業」ができるのは、いわゆる「遠洋かつお・まぐろ漁業」だけだと思います。大臣許可の「小型」や「近海」の許可では、200マイル以内は操業区域に入っていないと理解しています。
4番委員	じゃあ、国の大臣許可ではできないということですか。そうすると、何の許可を持っているかは分からないということですか。
水産課	東京の海域での操業できる根拠になっているのは、この海区の承認です。
1番委員	東京都が承認しているからできている。だから、東京都が承認してしまったから、それでやれるということだよ。東京都が承認したから200海里内もやられるということでしょう。



4番委員	そういうことがあれば、一回やはり文書か、あるいは本人たちを呼ぶかでしよう。もし、操業するとしたら指導しないとまずいよね、承認を取り上げる前に。承認を取り消すとしたって、法的に大変でしょうね。
1番委員	水産庁と近かつ協と東京都とで、一緒に指導していかなかったら、東京都だけでやっても聞かないでしょう、彼らは。
10番委員	結果として、こういった秩序を守らないような操業をしている。承認を出すときに、違反するだろうということで承認をしないということは無理なのでしょうから。しかし、現実にかつやって秩序を守らない船が出てきたということは大変な問題だと思うのですよ。それについては、やはり、しっかりと水産課のほうで対応なり、報告させるなりと、まずやっていただきたいと思います。
水産課	いずれにしても、先ほど、正直者が不利益を被るような、それは決してこちらでも望む状況ではないので、そういうことのないように、できる限りしっかり指導を行いたいと思います。
3番委員	ちょっと教えてください。大臣許可を持っている船が、東京都の承認を持っていれば東京都の海域で操業は可能としても、漁獲する量は大臣許可の枠の中でやるということですか。
水産課	はい。
3番委員	だから、例えば、他の海域で枠を使い切ったら、いくら操業の承認を持っても、来ること自体はおかしいということは言えますよね。
水産課	「かつお・まぐろ漁業」のTACの大臣枠を使い切ってしまうと、どこの海域でも操業はできません。当然、東京の海域でもできないということになります。
1番委員	だけど、今は、その大臣許可のTAC枠は1隻ごとに割っているわけではないでしょう。総枠でやっているから。
水産課	それを、来年の1月から1隻ごとに配分することに。
1番委員	やるとは言うけどさ、今までは好き勝手に獲っている。あの5隻の中で、下手すると1隻で100トンぐらい獲っているという噂もあったのだから。
7番委員	新聞には150トンと書いてありました。
10番委員	最初、この関係者が大臣許可を取ったときに、水産庁もどんどん話を進めて取らせているのですよね。だから、我々としてはおかしいとは思ってし、結果、やはりおかしいことになった。だから、水産庁も今後の反省課題としてもらいたいと思います。
1番委員	水産庁も東京都も反省してもらわないと。俺はこの件について、問題にしたの

会長	<p>だからさ、承認を認めるのは早過ぎだと言ったよ。それが、どうしてこうなってしまっているのか。委員会の中でも、そういう問題点を出しているのだから。</p>
4番委員	<p>新聞にも取り上げられたことで、水産庁も大臣許可について、何かそれなりの対応を考え始めないとですかね。</p>
10番委員	<p>捕まることがないからでしょう。もう、これは日本の法律で、誰が何をやっても絶対捕まらないという。</p>
1番委員	<p>前からだけど、農業と違って漁業は、はっきりと法律の中で罰則の根拠がないですよ。農地みたいにはっきりとした財産という考え方が、海の方にはない。漁業権でも、2,000メートルといっても逃げられてしまって、罰則をかけるというのが難しいですよ。</p> <p>これは、ある意味しょうがないけど。だから、我々漁業者は、ここからここまでだよということは何となく理解してやっている。新規参入で、利益追求だけが入ってくる人たちは、こういった曖昧な点を破って問題が起きてしまうよね。</p> <p>だから、新規参入を規制改革でどんどん認めると、水産庁はやっているけど、その辺をよく理解していないから、こういう問題が起きている気がしますね。</p>
4番委員	<p>だけど、委員会が承認した。でも、委員会指示ではすぐに罰則がない。</p>
1番委員	<p>そうですね、はい。</p>
4番委員	<p>だから、この東京都の北黒の海域の中で、いくらやったって罰則をすぐにというのは難しいよね。</p>
1番委員	<p>北海道でいっぱい獲っても捕まらない、青森で30トン、大間でもどこかに持って行って水揚げしても捕まらない。何をやっても大丈夫。</p>
4番委員	<p>だから、去年、高知の会社が3隻で3か月の停止の処分という話も聞く。</p>
1番委員	<p>停止ぐらいのものでしょうか。停止では、あまり意味がない、</p>
水産課	<p>そう、停止程度。それが一番厳しいのではないかな。それも初めてではなくても。だけど、この改正で罰金を取れるようになっているわけだからね。</p> <p>委員会指示に対する罰則は、指示の中で直接はできないですね。</p>
1番委員	<p>昔から。だから、いつも逃げられるのだよ。</p>
会長	<p>3か月の操業停止ぐらいだと、余り痛くないですね。</p>
1番委員	<p>もう冷蔵庫に入れた分を売っていけばいい。そういう考えになってしまうよ。3か月間で100トンも入れていけば。</p>
会長	<p>証拠とかは掴めないのですかね。</p>

水産課	<p>証拠は幾つかあっても、それが違法性のあるものかどうかということだと思います。この12月いっぱいまでの話ですが、「近かつ協」に入っている人は「IQ管理」ということで1隻何トンまでしかやらない。しかし、入っていない人たちは、全体の枠が、TAC枠が空いている限り、余裕があるので獲ってもそれは違法にはならないことになっている。</p>
10番委員	<p>水産庁は、みんな秩序は守るだろうということを前提にやっているよね。けども、新規で入ってくる人たちは、そういうこれまでの過程を知らないわけですよ。</p> <p>これまでは、何か問題があれば、お互いに協議し、話し合い問題解決してきたというのが、我々漁師の流れですよ。新規で入ってきた人たちは、そういう過去の流れを知らない。儲かればいいやという感覚で入ってきている、それで。どうにもならなければ、すぐに法律を盾に文句ばかりしてしまうわけです。</p> <p>その辺が多分問題だと思うのですよ。だから、水産庁ももっとしっかり考えて、例えばトラックを横付けした水揚げは駄目とか、法律的な整備をして、おかしな人たちには許可を出さないほうがよかったと、改めて思うのですけどね。</p> <p>だって、自分のトラックを港に持ってきて、直かに水揚げして、どこに持っていったか分からないような状況を作って、どうやってそれを正確にカウントするのという世界じゃない。</p> <p>そういうことからして、まず、それは駄目とする法律なり作って、水揚げは市場にちゃんとする、報告するとか、これまで漁師はやってきたのだから。当然、水産庁はそれに倣ってくださいという指導をする。それでも指導を聞かなかった場合は、許可は取り上げますぐらいの厳しい指導をしてもいいのではないかなと思うのですけどね。東京都も一緒だと思います。</p>
10番委員	<p>新聞には、青森の地元の船に囲まれたという内容が書いてあった。多分そういうことをされたのは、東京都の委員会指示のように、規制みたいなものがあって、多分違法かなんかで地元の船に囲まれたのではないかなと思うのですよ。その辺も調べてみてください。</p>
4番委員	<p>ちょっと余分な話になってしまうけど、昔、たしか和歌山船が行ったときに、操業は何とかさせるのだけれど、魚は水揚げさせない。だから、どこの漁港にも入れない、魚の水揚げもさせないようにされた。水揚げできないと商売にならないわけだから、結局駄目だったらしい。</p>
会長	<p>難しい話ですね。「個別IQ制度」が動き始めて、風向きが変わってくれないですかね。</p>
1番委員	<p>今度は太平洋ではなく日本海まで行ってしまうじゃない。どこまで行くのか。</p>
会長	<p>それでは、最後に開催予定について事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>次回は、1月17日の月曜日になります。この島しょ農林水産センターで行いたいと思います。</p> <p>議題としましては、八丈島近海の浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示と、は</p>

<p>会長</p>	<p>ご釣り漁業の委員会指示となっております。</p> <p>今後の予定としましては、2月の17日頃、146回を予定しています。次回、正式に決定したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p> <p>ありがとうございました。コロナの影響がずっと続いていて、リモート開催、最初は電話で開催などということがありまして、それが対面で行えるようになってきて、次回は1月17日、ここで対面で開催予定という話です。</p> <p>このコロナが収まり、通常どおりまた委員会が開催されることを願っています。</p> <p>今年最後の委員会になります。これをもちまして第144回を終了し、皆様よいお年をお迎えいただければと思ひております。どうもありがとうございました。</p>
-----------	---

(午後3時57分、会長、第144回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)